小田原市報
第35号
発行所　小田原市役所
小田原市中1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷者
石橋貞吉
定価一部三円

再び市長に就任して

小田原市長　鈴木十郎

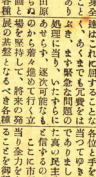

この度の市長選挙に市民諸兄姉の絶大なる御支持を賜わり、再び市長の重責を担うことになりました。

私としては、今回の選挙は、現在の市政に対する信任投票であるとの考えから、市民各位の御支持を得て、市政の運営に邁進したいと決意して立候補したのであります。

幸いにして、市民各位の御支持を得ることができましたことは、私の最も喜びとするところであり、また市政運営の上に大きな力となるものであります。

私は、市政の運営に当りましては、市民各位の御協力を得て、市民の福祉増進のために、全力を傾倒して参る覚悟であります。

市民各位におかれましても、市政に対する御理解と御協力を賜わりますようお願いいたします。

小田原市長に　鈴木十郎氏再選

任期満了に伴う小田原市長選挙は、計四、二四八票の圧倒的多数を獲得した現職の鈴木十郎氏が再選されました。

投票率は、九一・五七％、有権者数は、一万三、九三三名、女二万三、三三名で、投票者数は、一万二、七四九名、女一万一、六九九名、男一万一、〇五〇名、女一、〇五〇名、投票率は、九一・五七％、有効投票は、一万二、七四九票、無効投票は、ありませんでした。

昭和二十七年　商業調査による　本県商業の実態

昨年九月一現在で、全国一斉に実施された商業調査の結果が県統計課から発表されましたので、その概要を次に掲げます。

一、商業の概況

(一)　商業の概況

本県の商業は、昭和二十七年九月一現在で、その従業者三万三、九六〇人、その従業者数三万三、九六〇人、店舗一万一、四一一店舗、一人当り従業者数二、九人、その従業者一万一、八〇八人、店舗一万一、四一一店舗、一人当り従業者数一、〇人、その従業者一万二、一二〇人、店舗一万一、四一一店舗、一人当り従業者数一、一人、その従業者五、七八九人、店舗一万一、四一一店舗、一人当り従業者数〇、五

危い路上野球

「路上野球は止めましよう」と声を大きくして市民の皆さんに協力を求めているに、依然として危険な路上野球をしている場面が見受られます。毎年、全国統計に現れる路上野球の犠牲者は相当多数あります。最近の実例としては、去る二月七日の読売新聞に掲載されたA少年外四人が、路上で野球をしていたところ、たまたま後を通りかかつた通行人の頭に、A少年の空ぶりしたバットが当り、頭部内出血の重傷を負わせ遂に死亡させた事件が起つています。当小田原市内では最近、幸い路上野球の事故は起つていませんが、まだまだ路上野球が散見される限り、このような悲劇が起る惧れが多分にあると言えましよう。起つてからでは間に合いません。不幸にしてこのような間違が起つたとしたらどうでしよう。被害を受けた人が仮に一家を支えている人であるとしたら、其の一家が路頭に迷う結果が生じます。被害を与えた方の責任重大と言えましよう。明るい交通、明るい観光都市を建設するため、路上野球は絶対止めるようこぞつて御協力願います。

【警察本部】

犯罪の検挙と防犯

一月中の犯罪発生検挙状況をみると、小田原署は発生一〇六件、検挙率四〇％で、足柄署は発生二五件、検挙率三六％となつていて、両署を綜合しての発生は一三一件、検挙率三八％となつています。この発生件数は昨年各月平均発生件数より低位を示しています。これは市民の皆様の防犯思想の向上と、防犯面に力を注いだ結果の現れと見られます。

更に発生犯罪を検討してみるに、悪質の重犯罪に属するものは一件もなく平穏な治安状態を物語つています。しかし、三月に入ると毎年各種の犯罪が増加する傾向がありますので警察ではますます防犯、検挙態勢を強化し、市民の生命、身体、財産の保護に当りますが、防犯は市民の皆様の御協力を得て始めてその効果が挙るものですから、犯罪にかからぬよう注意して下さい。なお、不幸にして犯罪にかかつた場合は、できるだけ早く、最寄りの警察署、派出所、駐在所に連絡して下さい。明るい犯罪のない市にするため市民の皆様の御協力をお願いします。

【警察本部】

皆様の国民健康保険

国民健康保険の保険診療については共同の利便を守るために、いろいろの約束があります。それを知らずに無理を言つたり思いちがいをしたりするようなことがあつては折角の保険の運営もうまくまいりません。保険診療を受ける手続きをよく知つていろいろの間違いを起さないようにすることが、皆さんの保険をよくすることであり皆さん方の利益を守ることにもなるのです。ここには皆様既に御承知のことでありますが本当に基本の約束ごとだけを掲載いたしましたので、せめてこれだけでも知つて置いていただきたいと思います。

（一）受診証を受付に出して下さい。

被保険者の皆さん!!診療を受けるときは、診察前に必ず受診証を病院診療所の受付にお出し下さい。

いまだに受診証を診察前に出すと医師が丁寧に診てくれないとか、差別待遇をするなどと心配する方がありますが、小田原市の市民である以上、必ず市の国民健康保険か、市役所会社・工場の健康保険或は官庁の共済組合等、どれかの保険に義務加入しているわけであり、市民全部が受診証か保険証を持つているわけで、医師の窓口で受診証か保険証を出さない人は無い筈でありますし、勿論差別待遇などすることは絶対にありません。この受診証をお出しにならぬと、皆さん方がどこの保険に入つておられるのか判らず非常に困るわけです。どうか受診証は必ず診察前に受付にお出し下さい。

（二）診察と往診

急病患者でない限りなるべく、その病院、診療所の定めた時間に診療を受けるようにして下さい。病気や怪我の容態でどうしても往診の必要なときは勿論往診して貰えるわけですが、自分の都合で今日は寒いからとか、甚しいのは毎月保険料を払つているのだからとか、或は実際に往診してみると病院や診療所へ来ることの出来るような患者も少くないと言われております。医師は国民健康保険について事務的にも今までより忙しいわけですから、本当に通院するのが無理な患者だけが往診して貰うようにして下さい。

（三）投薬と注射

病気というものは薬や注射だけで治るものではありません。良い医師に診断を受けてその指図の下にまじめに療養することが一番大切なのです。

薬は病気怪我の容態や男女年齢のちがいなどによつて必要なだけ投薬することになつておりますので、内服薬で二剤必要であるのに一剤しか出さなかつたり一剤でよいのに二剤出したりすることはありません。もともと内服薬というものは、水薬と散薬とに分けなければ調合できないという種類のものは、そう沢山あるものではありません。この薬は高価薬だからということで、料金を別に請求するような医師はないはずでありますが、もしあるとすれば、それはまちがいで、どうしても投薬する必要がある薬ならば当然調剤できることを御承知下さい。

また注射についても薬の場合と同様に必要なときに必要なだけ注射することになつておりますので、例えばペニシリンを必要とする患者に保険だから注射できないということは絶対にないわけです。ただ近頃は患者が極端に注射を重くみる傾向があるために、必要でない注射を医師に要求する例が非常に多く、また注射を余計にしてくれる医師が名医であり、親切であるというような誤つた考え方を持っている方があるのも事実でありますので、これは是非改めていただきたいと思います。

国から多少補助はあるものの主として皆さん方からお預りした保険料で賄う皆さん方の保険ですから、過剰な診療や余分な治療は結局、皆さん方の御負担が増える結果になつてしまいます。どうか皆さんの良識と深い御理解によりまして、皆さんの保険が益々良い成果を挙げられますよう御協力をお願いいたします。

【国民健康保険課】

廣報委員会版
小田原市広報委員会
小田原市役所内

保育所に入所を希望される児童の保護者の方々へ

保育所とは児童福祉法という法律にもとづいて福祉事務所長の委託をうけて保育に欠ける児童を保育する施設でありますが本年四月、新たに市内の保育所に入所を希望される児童の保護者の方々は次のことを御承知下さい

（一）保育所に入所できる家庭の児童は、単に家庭の貧富を問うものでなく、皆様の御家庭において保護者によつて児童の保育に欠ける場合です。その狙いは、入所することによつて、これらの児童によりよい環境を与え健全な育成を図ることにあります。では『皆様の御家庭において保護者によつて児童の保育に欠ける場合』とはどんなことか、もつと詳しく申しますと

①保護者（母又はそれに準ずるもの）が伪いていて十分な保護養育が受けられない場合で、具体的には

（A）保護者が外勤していて家庭内に保育適任者がいない場合

（B）保護者が相当時間内職に従事している場合

（C）保護者が相当時間自家営業に従事している場合です。しかし、母親以外に保育適任者がある場合はこの限りでありません

②保護者が病気であるか又は病人の看護のために児童が家庭において十分な保護養育が受けられない場合で、具体的には

（A）保護者が病床に臥している場合

（B）保護者が病人の看護のため保育ができない場合

（C）出産その他の事由により欠ける場合

しかし、それが一時的なものとか、そのような事情がなくなつたときは除かれます。

③小家屋に多人数が居住しているために児童の環境が著しく不良な場合で具体的には、

（A）年少児童を多数抱えた家庭で、児童の保育が十分に行き届かない場合

（B）同一家屋に数世帯同居していて日常生活が円滑でない場合

（C）不良住宅に多世帯が同居している場合

（D）複雑な家庭事情のため十分な保育ができない場合

（E）周囲の生活環境が風紀上好ましくない場所である場合

しかし、単に寮やアパート生活であるというだけでは該当しません。

④小学校低学年（一、二年生）児童で、放課後家庭において保育する者のない場合

以上四つの場合に大別されますが、保育所に入所できる児童は、なおよくそれぞれの事由を調査して決めることになります

（二）入所の手続きと入所決定は、

（A）（一）の条件に該当し、入所を必要とする児童の保護者は「保育所入所申請書」―これは一定の様式で、用紙は市福祉事務所又は最寄りの保育所にあります―によつて申請して下さい。市福祉事務所又は最寄りの児童委員（民生委員）や市内各保育所で、この御相談に応じます。

（B）申請されたものは社会福祉主事によつて調査が行われ（一）の場合の事由によつて、それぞれ保育に欠けるものと認定されますと、その入所が決定（措置児童となる）して各保育所に委託されることになります。

（三）費用については、措置が決定しますと入所中の費用が必要ですが、負担能力のない場合は一部を市が負担することもあります。

（四）市内の保育所は次の通りです。

小田原愛児園　万年四ノ五八二
板橋光明保育園　板橋五四四
足柄保育園　井細田一四六
幸保育園　幸二ノ四二六
中島保育園　中島五八
みどりの家保育園　荻窪八八九

今年は「ハシカの流行周期」

寒い冬から解放され、温い春を迎えると子供達の間に、ハシカの流行が始まります。小田原市にもぼつぼつこの病気に罹る子供がでてきました。特に子を持つお母さん方の注意が望まれています。ハシカは昔から子供の病気であり、おそろしい病気であるといわれてきました。これはハシカが色々の余病を発することによるのです。この病気は殆んどすべての子供が一度はかかつて、その後一生といえるほどの長い免疫を得ることができるので、二、三才の頃から五、六才の子供に多い病気です。生後数ケ月の乳児では、母体から免疫を得ているので殆んどかかりません。周期的流行性を持つているこの病気は大体一年おきに流行が大きくあらわれ、今年はハシカの流行年といわれています。

症　状

病原体はビルース（濾過性病原体）で患者の口や鼻、のどなどの粘膜中におり、クシャミやセキなどによつて直接子供から子供に伝染します。この病気は発疹を特徴とし、十一日の潜伏期を過ぎてその発疹が出るまでに、二、三日の風邪気味のような時期があります。伝染力はこの時期から発疹期にかけて最も強く、下熱してから一週間たつと弱まります。初期の症状としては軽い熱やクシャミ、鼻水等があつて眼が充血し目やにをだしてまぶしがります。このとき臼歯の横に留針の頭ほど小さな白い斑点（コップリ氏斑）がでればハシカと思つてよいでしよう。三、四日して三十九度～四十度ぐらいの発熱があつて、同時に顔から体へと発疹がでて、この期間を三、四日過ぎると熱が下り始め元気になります。

余病の併発

発病してから一週間以上たつても熱が下らない場合は他の病気を併発することが多いから専門医の診察を受ける必要があります。ハシカに多い余病は気管支炎、肺炎、中耳炎などで、また潜伏していた結核が発病することもあります。殊に死亡の原因となつたハシカの殆んどが肺炎を起し、ハシカに続いた肺炎は重症となりがちですから御注意下さい。

予防法

最近罹患した者の血清とか血液とかを注射するとよいとされ、また母親の血液を四〇cc以上用いるときは予防できると言われています。しかし、これは痛みもひどい上に、弱い体を更に弱める危険がありますので、血液成分中のタンパクの一種類で色々な病気に対する免疫体をもつているガンマー・グロブリンが、予防に効果があると判つたので、最近ではこれを使つています。

治療法

忘れてならないことは安静です。保温は勿論大切なことであつて、患者には湯タンポを入れ、肩から下を冷さぬよう心掛けることが必要です。しかし、極端な保温や、高熱のとき氷枕をせずにいるとかえつて害があつて利とはなりません。部屋の温度は常時十八～二十度が理想的です。

また食事については、消化障害等のない限り、流動食に固執しないで、消化のよい栄養に富んだものを与えて下さい。

終りに、

ハシカの罹病率が年齢によつて異るように、死亡率も幼い者に高く、その年齢をおくらせることによつて、死亡する危険が少くなるので、なるべく年齢をおくらせて、抵抗力が身体についてから罹病させることが、この病気から死亡を防ぐ結果ともなります。

小田原婦人公共職業補導所 補導生募集

補導所では既に第五期生を社会に送り出し、婦人の就職に効果を挙げておりますが、今回第六期生を次により募集しております。

募集人員
洋裁科　三五名
手芸科編物　二五名
経理事務科　四〇名

補導期間
六ヶ月乃至一年

応募資格
十五才以上の女子

締　切
三月二十日（申込人員の多い場合はその前に締切ることがあります）

受　付
小田原公共職業安定所で行つております

経理事務科は、二十五才までの方に限りますが、洋裁科及び手芸科（あみもの）は、年齢に制限は御座いませんので、お若い方に限らず、未亡人の方などの就職に好適の機会と存じます。

【小田原公共職業安定所】